

通告7番、13番、市來利恵議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。
市來利恵議員。

○市來議員 13番、市來利恵です。議長の許可を得ましたので、一問一答方式にて、4つの質問を行ってまいります。

まず初めに、保育士設置基準の見直しについてであります。

保育士の配置基準は、保育士1人が受け持つ子供の数のことで、1948年に国が決めました。現在、ゼロ歳児が1人当たり3人、1・2歳児が6人、3歳児が20人、4・5歳児が30人となっています。

こども家庭庁は、保育の質を向上させるためとして、2024年4月から3歳児の保育士の配置基準を子供20人に1人から15人に1人、4歳・5歳児の保育士の配置基準を子供30人に対し1人から、25人に1人に見直すことになりました。この見直しは76年ぶりとなります。

1948年、保育士の配置基準が定められてから何度か改定がありましたが、保育園の現場からは、子供当たりの保育士数を増やしてほしいなどの声が数多く上がっていました。配置基準が76年ぶりの改定といっても、保育園の現状や職員の願いとは大きなずれがあります。なぜこのようなずれが生じるかと言えば、この配置基準は最低基準であり、あくまで子供を安全に見られる保育士の数にすぎないからです。

社会状況の様々な変化に伴い、家庭や地域における子供の生活環境や生活経験も変化、多様化しており、保育所においては、乳幼児一人一人の健康状態や発育の状態に応じて、子供の健康支援や食育の推進に取り組むことが求められます。

また、食物アレルギーをはじめとするアレルギー疾患への対応や、保育中の事故防止等に関しては、保育所内における体制構築や環境面での配慮及び関係機関との連携など、最近の科学的知見等に基づき、必要な対策を行い、危険な状態の回避に努めなければならない、子供の健康や安全の確保、発達の保障等を考えれば、どうしてもそこには人の配置が必要です。

今回の改定では、配置基準に関わる保育士確保の費用が国の予算として盛り込まれました。課題としては、予算が十分でないことや、保育士不足により保育士をすぐに確保できない問題なども考えられます。また、当面の間は、従前の基準により運営することも妨げないとの経過観察が設けられ、期限も未定であり、地域に格差が生まれるとの懸念があります。

保育士の数は、日々の保育や職場環境に影響するだけでなく、子供たちの成長に直結する大切なことですので質問いたします。

まず、保育士設置基準の見直しについて、市の見解をお聞かせください。

2つ目に、設置基準の配置状況と今後の計画についてお聞きをいたします。

○田中議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市来議員ご質問の1番目、保育士の配置基準の見直しについての1点目と2点目について、一括してお答えいたします。

令和6年3月13日の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、市来議員からもあったように、令和6年度4月1日から、4・5歳児の保育士の配置基準配置基準が、現在の30対1から25対1に、3歳児の保育士の配置基準が現在の20対1から15対1に改正され、1年間の経過措置が設けられております。

今般の改正では、国が少子化対策の一環として、令和5年12月22日に閣議決定した、こども未来戦略に盛り込まれており、幼児教育・保育の質の向上を目的としております。市といたしましては、今回の保育士配置基準の見直しは、保育士の適切な配置により、保育事故や不適切な保育の防止にもつながり、安全で健やかな保育環境を確保できるものであると認識しております。

次に、公立4保育所における配置基準改正後の保育士の配置についてでございますが、令和6年4月の4歳児の入所予定児童数は158人であり、改正後の配置基準で積算した場合、必要な保育士数は9人となります。市が配置を予定している保育士数が13人ですので、基準より4人多い保育士の配置となる予定でございます。同様に5歳児の入所予定児童数は141人であり、必要な保育士数が7人のところ、配置予定の保育士数が11人で、基準より4人多くなる予定です。3歳児につきましても、入所予定児童数が144人であり、必要な保育士数が11人のところ、配置予定の保育士数が16人で、基準より5人多くなる予定です。

このように、公立保育所では、令和6年4月1日以降、改正後の基準を満たす配置を確保できる見込みとなっております。今後も国が示す配置基準を遵守するとともに、支援の必要な児童も多く存在することから、適切な保育士の確保に努めてまいります。

○田中議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 公立の保育所に至っては、現在の状況から見ても、十分に保育基準を満たしているという答弁でした。私は、国の基準よりも、岩出市のほうが手厚くやってきたというのは、やっぱりそれなりに子供たちを一人一人目にかけて、よく保育

をしていきたいという思いや、やっぱり今言う、いわゆる発達の子供さんたちをよりよく目にかけてあげるといふ点では物すごくいいと思ってるんですが、公立ではなく、では私立の認可保育所の配置状況はどうなっているのかということなんです。

市内の公立では確保ができてても、私立だとなかなか難しいだったり、いろんな問題が起きているのではないかとということが考えられます。なお、これが1年間の経過措置というふうに言われたんですが、措置を十分に配置できないと、認可取消し、その園部分については取消しになったりという問題が起こってきます。

そうした中で私立の保育所はどうなっているのかということをお聞きしたいのと、やはり、市内でもそうですが、やはり格差が生じないことが大事でありますよね、保育というのはやっぱり。そういった中で、保育士確保について、予算をやっぱりしっかりとついでいかないと、なかなか取り合いになる、保育士不足もありまして。そうした点では、国においてもしっかりと十分な確保ができるような額を予算をつけていただく、これというのは十分必要になってくると思います。これについて、しっかりと国に意見を上げていただきたいと思います、その点についてどのように考えているのか、お聞かせください。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市来議員の再質問についてお答えいたします。

私立保育所などの件についてですけれども、私立保育所などについては、4月の入所児童数は確定していますが、保育士の確保については決定していない施設もあると聞いております。保育士の確保状況に応じた配置になると考えており、改正後の基準を満たしていない場合は、来年度に実施する指導監査において、経過措置の1年以内に基準を満たすよう指導してまいります。

また、改正後の配置基準を満たした施設については、令和6年4月以降に国において委託費等の加算制度も検討されていると聞いております。

次に、公立保育所に比べて、民間の保育施設とか、保育士の確保に苦慮しているということで、国や県に対して保育士確保の予算措置というのを要望していくということなんですけれども、現在、民間施設に対しては、運営費や委託費、保育士の処遇改善に係る加算費用等が含まれていることや、新たな保育士の配置基準に応じた加算も検討されていることから、国・県への要望は現在のところ検討しておらないということでございます。

○田中議長 再々質問を許します。

(な し)

○田中議長 これでは、市来利恵議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

市来利恵議員。

○市来議員 がん患者アピアランス支援事業について質問を行います。

和歌山県では、がん患者やがん経験者のがん治療に伴う心理的、経済的な負担を軽減するとともに、社会参加を促進し、療養生活の質の向上を図ることを目的に、ウィッグ等の医療用補整具の購入費を助成する市町村を支援する、和歌山県がん患者アピアランスケア支援事業を実施しています。アピアランスケアとは、医学的・整容的・心理社会的支援を用いて、外見の変化を補完し、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケアのことです。

がんになっても自分らしく生きることのできる社会の実現に向け、がん治療と就労や社会参加の両立ができるための支援が、全国で307自治体が導入、市区町村とは別に制度を導入している県もあります。これは2022年調べです。上限1万円から3万円程度が多いがウィッグ、胸部補正具に各10万円補助の助成をしている自治体もあります。

県内でも、県の事業を生かし、支援を行う自治体が増えてきました。前回、この問題を取り上げたときは2市1町だったものが、現在5市6町で実施されており、令和6年度からは新たに9市町の自治体の実施予定と県から伺っています。全部で20の自治体で実施されることとなります。県の担当課も、さらに実施自治体を広げたいと言われておりました。

前回の質問以降、市民から寄せられた声を紹介したいと思います。乳がんの患者さんです。私が抗がん剤治療するときは、まだアピアランスケアを和歌山県で実施市町村はありませんでした。令和5年4月から、湯浅町、橋本市、紀の川市でスタートしており、すごくうれしい気持ちになりました。シャンプーするたびに抜けていく髪の毛を見て号泣し続けて、メンタルはぼろぼろでした。私は乳がん、部分摘出だったけど、全摘出した人は、自分の胸を見てショックで泣き崩れたと言ってました。ウィッグも自分に合ったものが見つかって費用がかさみ、負担はかなりきつかったです。アピアランスケアは、がん患者にとって本当に必要なことだと思います。紀北筋では岩出市だけが実施されておらず、悲しいです。がんとともに生きる社会になりつつある現在、どこに住んでいても受けられる社会になることを願っておりますとの内容でした。

実は、こうした声を上げることもできず、悩み、苦しみ、がんと闘っている市民もいると思います。岩出市として、自分らしく生きることのできる社会の実現に向け、がん治療と就労や社会参加の両立ができるための支援、アピアランスケア事業の実施を求めますが、市の見解をお聞きいたします。

○田中議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。
市長。

○中芝市長 市来議員ご質問の2番目についてお答えをいたします。

アピアランスケア支援事業は、がん患者の方が治療に向き合い、安心して社会生活を送るための支援として、貴重な役割を担っております。市といたしましては、県による制度を踏まえながら、令和6年度中にアピアランスケア支援事業を実施してまいりたいと考えております。

なお、令和5年第2回定例会で申し上げましたように、がん対策基本計画に基づき、国レベルでの公平性のある助成制度となることが適切であるため、市といたしましては、早急に実施に向け作業を進めてまいります。一方では、全国市長会を通じて要望するとともに、国の政策動向を注視してまいりたいと考えております。

○田中議長 再質問を許します。

(な し)

○田中議長 これで、市来利恵議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

市来利恵議員。

○市来議員 香りの害「香害」市民の理解を進める周知啓発についてであります。

隣の家洗濯物の柔軟剤の匂いで具合が悪くなる、学校給食の白衣や更衣室に充満する柔軟剤や制汗剤の匂いで苦しくなるといった声が国民生活センターに寄せられ、香りの害「香害」に苦しむ人からの相談が増えてきています。この香り害「香害」は、ひどくなると化学物質過敏症を引き起こします。柔軟仕上げ剤や、香りつき製品に含まれる香料によって、頭痛や吐き気などといった体調不良を訴える人が増えていますが、香害は体調不良を訴えても、香りは感覚の違い、過敏な人だからなどの理由で、周囲の理解を得ることが難しいものです。

香害によって健康被害を受ける方の中には、化学物質過敏症の方もいます。空気中の化学物質が障壁となって、日常生活や社会生活に大きな制限を受けている人も、障害者差別解消法の対象となることは、2017年の国会答弁により示されています。これらの症状によって、必要な保育、教育、医療、介護を受けることが難しい

対象者も存在しており、香り害「香害」は人権問題となっています。

障害者差別解消法、障害のある人もない人も共に生きる共生社会の実現を目指すものですが、この一部改正に伴い、令和6年4月1日からは、事業者にも合理的配慮を提供することが義務化となります。既に行政機関は義務化となっていますが、この空気中の化学物質による障壁については、理解促進と具体的対応例の周知が行き届いておらず、困難が生じることが考えられます。岩出市に居住している複数の方からも、これらの症状によって周囲の人に理解されにくく、必要な支援や、病院の受診を断られたという声も聞いております。

共生社会の実現のために、個々の障害となっているものと、必要な配慮の具体例を広く周知することが、不当な差別的扱いの防止につながるため、広く周知することが重要だと考えます。

そこで、まず1点目、子供たちの健康調査の結果状況についてであります。兵庫県の宝塚市ではアンケート調査を行っておりまして、市内の全小中学生の18.3%に当たる3,087人が回答し、結果によると、子供が人工的な香料を不快に感じたことがあると回答したのは、全児童生徒に対し、小学校では5.0%、中学校では5.3%だった。同じく体調不良を起こしたことがあると回答したのは、小学校で1.4%、中学校で1.5%という結果がありました。

岩出市でも、春に行われる健康調査の項目などに追加されましたが、現在のその結果の状況についてお聞きをしたいと思います。

そして2つ目は、まず資料をお配りさせていただいていますが、こちらを見ていただきたいと思います。この資料は山崎北小学校のよつば学校だよりです。こちらの資料については配布をされたものです。右側は5省庁が作成したポスター、そして左が岩出市の教育委員会が作成したものとなっています。下段は学校生活における香りなどによる体調不良と学習環境についての配慮のお願いです。大変分かりやすいものとなっていると当事者の方がおっしゃっておられました。

この5庁の部分の出されたポスターについては、香りで困っている人もいますというポスターでは、実際に被害により生活に制限のある人々から、あの内容では必要な対策が伝わらないというような声も上がっているというふうに言われています。

この岩出市が作成した分につきましては、ここに書かれているのは、公共の場での香り製品を控えてほしいといったような内容が含まれており、大変分かりやすいものになっていると言われていました。

こうした資料についてですが、これは山崎北だけで配られているものになってい

るのか。やはり、全ての学校において、こうしたチラシを配布しながら周知啓発を行っていただきたいと考えますが、教育委員会の見解をお聞きいたします。

そして最後に、市民の理解を進める周知啓発についてであります。

過去には、ポスターや市のホームページなどにも周知啓発に努められておりました。しかし、現在、私がどんなに探しても、岩出市のホームページ上では上がってきません。そして、やはりしっかりと啓発を進めることで理解を深めながら、この香害について考えていただく機会を与える。やっぱりそうした対策をして、知ることが理解が進み、差別をなくすということにもつながります。そうした意味合いでは、しっかりとホームページなどで周知を行っていただきたい。

当事者が言われたように、岩出市の教育委員会が作ったこの資料というのは大変分かりやすいので、実際にはこういったものを市としても啓発の活動に、岩出市民への啓発にぜひ使っていただきたいというようなこともおっしゃられております。ぜひ市民に対する啓発も行っていただきたいのですが、それについてもお答えを求めたいと思います。

○田中議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 市来議員ご質問の3番目の1点目と2点目についてお答えいたします。

1点目の子供たちの健康調査の結果状況について、令和5年度の調査で、微量な化学物質であっても頭痛や動悸を起こしたことがあるの項目にチェックがある児童生徒は2名でした。この2名については、各校で個別に保護者と話し合い、現在対応しております。

2点目の全ての学校において、チラシ等の配布、周知啓発についてはどうか、については、本市の教育委員会で作成した啓発チラシ、提供いただいているものとは別のものですが、これを令和3年4月に、市内全ての小中学校の保護者、教職員に初めて配布をいたしました。現在も各校で校内に掲示しております。その後、先ほどご提供いただいたチラシですね、令和5年10月に新たに作成し、当該児童がいる小学校に送付し、学校では全家庭に配布した後、学校だよりや学校ホームページに掲載して啓発を続けております。

今、この啓発チラシ、大変お褒めをいただいたので、新年度が始まる令和6年4月に市内全ての小中学校保護者、教職員に配布し、再度の周知啓発を行ってまいります。

○田中議長 市長公室長。

○久嶋市長公室長 市来議員ご質問の3点目についてお答えいたします。

国民生活センターに寄せられた柔軟仕上げ剤の香りに関する相談は、平成26年度以降、全国で年間約200件程度の相談情報が寄せられていることから、同センターでは消費者に対し、注意点等の情報提供を行うとともに、関係機関へ要望等を行っております。また、本市の消費生活相談窓口では、年間1件程度の情報が提供され、その内容を国民生活センターへ報告しております。この問題は、柔軟仕上げ剤などの香りで困っている方がいることを認識していただくことが重要であるため、市では、市来議員から資料の提供があった、消費者庁等5省庁が作成したポスター「知ってください！ その香り 困っている人もいます」を総合保健福祉センターや公民館等、公共施設に掲示するとともに、現在、市ウェブサイトにも、香害と化学物質過敏症についてを掲載するなど、周知啓発に努めているところです。

今後とも広く市民に認知していただけるよう、一層の周知啓発に努めてまいりたいと考えております。

○田中議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 周知啓発のために、5庁のポスターなど貼っていただいているということですが、実は、これ中身ちょっと分かりにくいというか、言われているんですね、当事者たちにとっては。一番分かりやすいのは、教育委員会が作成したポスターが分かりやすいというふうに言われておりました。ぜひ、これを活用しながら周知を図っていく。というのは、公共施設というのは、やはり多くの方が利用される、誰もが利用できる施設だと思うんです。

そうした市役所以外にも、もちろんいろんなところで貼っていただきたいんですが、周知啓発を図っていただきたいというのは、やっぱり公共施設はフレグランスフリーの場であるという考えを持つことも大事だと思うんです。誰もが集える場所だからこそ、そうしたやっぱり不快にならないような形での過度な香料をつけないで、来庁するときには来てくださいと。

さらに突っ込んで言えば、ホームページ等々でも、公共の場に来る場合においては控えてくださいといった文言が入っていれば、なお、やっぱり分かりやすいのではないかという考えがあるんですが、今回、ウェブサイトのほうにもしっかりと載せてきたという話ですんで、さらにそういった公共の場は、フレグランスフリーな空間をつくる場所と考えて、香料などは控えてほしいといったようなことまで、ぜひとも入れていただきたいんですが、それについて、最後にお答えを求めたいと思

います。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

副市長。

○佐伯副市長 市来議員の再質問にお答えをいたします。

化学物質過敏症につきましては、現在、診断方法や治療方法についても十分確立されておらず、さらに規制がないという状況を認識しております。社会的な認知度がまだまだ低く、香りの感じ方は、自分にとっては快適な香りでも、他人は不快に感じ、あるいは中には体調を崩す場合もあることを認識していただくことが重要だと考えております。

したがって、市といたしましては、今後も多くの市民の方に対し、この問題について理解をいただけるよう周知啓発に努めてまいりたいと思っております。

○田中議長 再々質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 啓発をやっていただけということは、すごく大事なことですけど、私が言ってるのは、結局、さっきも言ったように、公共場においては、こうした香りの商品のものなどを控えるなど、周囲の人に配慮をお願いしますという、この文言というのが大事なんです。公共の場所というのは、誰もが集まる場所であるならば、そうした香りについて、体調も不良を起こすような方がいらっしゃることを考えれば、こうしたものについて控えてほしいよと。そうした文言が、やっぱり教育委員会で作られているものというのは、そこまで踏み込んで入っているところが大事なんです。こうした視点で、ぜひ市民に周知をしていただきたいということなんです。

香りというのは、先ほども言ったように嗜好の問題だったりなんですけど、体調を崩したり、化学物質過敏症になってしまったら大変なんです。そうしたものを防ぐためにも、そのような文言をぜひ入れてくださいということです。どうでしょうか。

○田中議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○久嶋市長公室長 市来議員の再々質問についてお答えいたします。

まず、関係各課と連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

それと先ほど5省庁のポスターが、もうひとつやということをご指摘いただいたんですが、これについては、昨年、変更しております。というのは、困っている人もいますということで強調をしております。

以上です。

○田中議長 生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 学校や公共施設の場合ということですが、香害と先ほど申しました化学物質過敏症についてというのをウェブサイトに載せているというふうに、公室長のほうから言いましたけども、その中に、学校や公共の場など人が集まる場所では、香水、整髪料、デオドラントスプレーなどの香料を含む使用を自粛しましょうということで載せておりますので、よろしくをお願いします。

○田中議長 これで、市来利恵議員の3番目の質問を終わります。

引き続きまして、4番目の質問をお願いします。

市来利恵議員。

○市来議員 最後の質問になります。子供の医療費の無料化を。

無料化は市民の願いです。実施を求める者として質問を行います。市民の中には、ずっとこの医療費を、この岩出市でやってほしいということをとくさんの方が願っています。これまでも数々取り上げてまいりました。今年は、来年こそは、この希望を持って市民は子供の医療費を無料化やってくれるんじゃないかと、そうした望みを持って、とくさんの方々がお話をされます。

しかしながら、令和6年度の予算においても子供の医療費の無料化、この予算はつけられず、市長からの方針も見られませんでした。全国的に少子高齢化による人口減少が大きな課題となる中、この岩出市においても例外ではなく、徐々に高齢化が進み、人口構造の変化から、今後、将来的な人口減少が見込まれます。

和歌山県内のほとんどの市町村が人口減少する中、ロードサイドショップの充実により、まちの活性化及び生活利便が向上し、人口流入が進み、平成11年度までの急激な人口増加以降も緩やかな人口増加を続け、全国的に見ても高齢化率の低いまちとして、人口増加が続いてきましたが、少子高齢化による人口減少は、市においても例外ではなく、生産年齢人口の高齢化により、人口構造が徐々に変化し、年少人口の緩やかな減少に対して、老年人口が急激に増加し、自然動態における死亡割合も上昇してきています。

また、市民のライフスタイルが多種多様化する中、比較的住民移動の多い市では、人口流入により影響が大きく、特にふるさと意識や地域コミュニティの希薄化など、共助意識の低下が地域行政への深刻な課題となります。

市では、年間おおむね4,500件の住民移動を扱い、社会状態が圧倒的なウエートを占めています。社会動態については、土地や生活環境などの時代の変化により、

転入者については年による増減あるものの、長期的に見て減少傾向にあります。現在、地方創生総合戦略による観光施策を通じ、流入人口の増加に取り組み、社会増に期待しているところですが、今後、将来的に少子高齢化が加速すれば、自然動態による人口減少が進み、市税及び普通交付税の減少、社会保障費の増加、子育て支援費の拡大など、あらゆる施策に影響を及ぼし、さらに厳しい財政環境になることが予測されると市は言っています。

市では、人口減少への抑制を図るため、これまで積み重ねてきたまちづくりをさらに発展させ、人口減少時代に対応した魅力ある岩出市づくりを基本に、「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現を目指しています。

その中に、市の数値目標を掲げており、人が集う魅力あるまち、数値目標、社会像、転入者引く転出者、5年間で90人、子育てしやすいまち、数値目標、出生数、5年間で2,450人とされております。これらは第3次長期総合計画に記載されている内容です。

こうした目標を達成するために必要な施策は何か。市民ニーズはどこにあるのか。把握を行い、実行に移す必要があります。今後、人口減少が見込まれる中で、目標人口、おおむね現状維持とする提案をしているが、住みたいまち、住み続けたいと思える魅力的なまちを目指し、施策の展開を図っていただきたいと岩出市の長期総合計画審議会からも要望が上がっております。

市では、不妊治療費の助成制度や産院までの交通費支給、乳幼児家庭への全戸訪問、すくすく赤ちゃん紙おむつ等支援事業など、様々な事業を行い、少子化対策を行うことは非常に評価できる点でもありますが、市民の望みの多くは、子供の医療費を無料にしてほしい、これは願いです。子育て世代の方にお話を聞く中で、今言われることは、保育園に入所する時期、小学校へ上がる時期、子育て施策に手厚い自治体に引っ越しをされていく方が多い。また、単身者の方で、新たに家庭を築くときにどこを選ぶかといえば、将来のことを考え、子育てに優しいまちに住むということで、岩出市から他市に移住する、こういった声が聞かれています。

前から言っていますが、ロードサイドショップが充実していて便利であっても、選ばれるのは、子育てに優しいまちに転居されるということです。「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現、市の掲げる数値目標を実現するためにも、流出を防ぐ、転出者を少なくする。このまちで子育てをしていきたい。そういった市にしなければなりません。

子供の医療費の無料化は絶対に必要だと考えますが、市長の答弁を求めたいと思

います。

○田中議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 市来議員、4番目の質問にお答えをいたします。

子供医療費の無料化については、これまで何度も市来議員からご質問をいただき、議会で説明を行ってまいりました。市におきましては、限られた財源の中で、あらゆる世代に対して、バランスの取れた福祉施策を実施していくことなどを総合的に勘案し、現行の助成制度で推進してまいります。

また、これまで全国市長会などを通じて、国に対して医療費の無料化を要望してまいりましたが、新しく子供医療費の助成制度をつくることについては、令和5年9月に開催された国のこども家庭審議会の中で、自治体による助成内容が様々なことや、医療費の自己負担をゼロにしてしまうことで、病院側の体制や人々の受診行動への影響もあることから、課題が多いとして見送られたと聞いております。

しかしながら、市といたしましては、今後も引き続き国や県に対し、全国一律の制度の構築を要望をしてまいります。

○田中議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 市長の答弁というのは、これまでやってきた答弁と同じだと思うんですが、私も前から言っているようにバランス論を用いたら、バランスよく何もしないということで、国に対して意見、市長会等々でも意見も上げている。全国的に、国がする制度であるということもこれまで言われてきました。

でも、県下で岩出市だけが実施してない。この状況をやっぱり打開、この状況が本当にいいと思っているのかというところは疑問に思うんですけど。和歌山県の中で岩出市だけがやらないということによって、子育て世代が本当に残念に思っている。児童福祉の充実の満足している市民の割合というのも40.9%、これを徐々に64.9%、72.3%、市としても上げていこうと目標を掲げているんです。

子供の医療費、前回の答弁では、子供の医療費の無料化だけでは人口が増加に移るとは考えられないというふうにお答えになっているんですよ。そうだと思います。でも、流出も防がないと、今本当に若い人たちが新しく家を建てるときに、新しい家庭を持つときに、子育て施策が充実しているところに、そこに移住しよう。そこにすみかをつくらう。そうしたことも考えるんです。

全国的に見ても、子育て施策がやっぱりすばらしいところには満足度が高く、そ

の地域に対する熱い思い、自分の市に対する熱い思いを持っておられる。これも皆さんもいろんな形で、行政の方なんで、情報としては得ていると思いますけど、明石市民だったり、そうした子育て施策がうまいことしているところでは、そうした感情になったりしています。

バランス論ではなく、ちゃんとしっかりと向き合っていただきたい。市長、ぜひ、どうですか。もう何年やらないと言われてるんですか。それに毎回毎回、市民の方は、いつになったらやってくれるんだって、本当に残念がってます。

ぜひ、市長の決断において実施を求めたいと思います。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

副市長。

○佐伯副市長 市来議員の再質問にお答えいたします。

子供医療費の無料化についてでございますけども、先ほど来からご答弁させていただいておりますように、この医療費の無料化のみをもって、人口の減少の抑止に歯止めがかかるということではないと思っております。ただ、これまでも議会において何度も申し上げましたように、これまで子供医療費については、段階的に対象年齢を拡充したり、あるいは現物給付化に取り組んできたところ、現在は恒久的に確保するとともに、限られた財源を効果的に活用し、持続可能な福祉施策を提供するためには、やはり一定の対象年齢と負担割合、これを維持することがやっぱり必要であるということでございます。

したがって、6年度についても、現行の制度を継続してまいりたいと、このように考えています。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、市来利恵議員の4番目の質問を終わります。

以上で、市来利恵議員の一般質問を終わります。